

松阪市国民健康保険税減免取扱要綱

平成 17 年 1 月 1 日

告示第 59 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、松阪市国民健康保険税条例（平成 17 年松阪市条例第 1 4 2 号。以下「条例」という。）第 1 7 条に規定する松阪市国民健康保険税（以下「保険税」という。）の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(減免の範囲)

第 2 条 保険税の納税義務者が次の各号のいずれかに該当し、保険税を負担することが著しく困難であると認められるときは、その者の申請に基づき保険税を減免することができる。ただし、対象となる保険税は、減免を申請する年度の保険税とする。

- (1) 地震、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により、世帯主及び当該世帯に属する被保険者（以下第 3 号において「世帯主等」という。）の所有に係る財産につき、甚大な損失（保険金等により補填されるべき金額を除く。）を被った者
- (2) 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）に規定される要保護者
- (3) 次の各号に掲げる事由により、減免を申請する年分の総所得金額等の合計額が、前年中の総所得金額等の合計額と比較して、1 0 分の 3 以上減少すると見込まれる世帯で、納税が著しく困難であると認められる者
 - ア 世帯主等が疾病又は負傷により就労が困難となったとき。
 - イ 世帯主等がその事業を廃止又は休止したとき。
 - ウ 世帯主等が倒産又は廃業により離職したとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた者

2 前項各号のいずれかに該当し、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 1 5 条の規定による徴収猶予及び条例第 1 6 条の規定による納期限の延長を行っても納める能力がないと認められる者に対しては、保険税を減免することができる。

3 前項の納める能力の有無は、当該納税義務者の給料、預貯金、各種年金、退職金、補償金、その他の収入、資産等を総合的に判断し、市長が決定するものとする。

(減免の申請)

第 3 条 前条の規定により保険税の減免を受けようとする者は、国民健康保険税減免申請書（様式第 1 号。以下「減免申請書」という。）に減免を受けようとする理由を証明する書類及び同意書（様式第 2 号）を添えて市長に提出しなければならない。

(減免基準)

第 4 条 第 2 条第 1 項の規定に該当する者は、当該事由が発生した日以後の納期に係る納付額の全部又は一部を次に掲げる区分により減免する。

(1) 第2条第1項第1号に掲げる規定により、次に掲げる事由に該当することとなった者

ア 死亡した場合

当該事由が発生した日以後の納期に係る納付額の全部

イ 障害者となった場合（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第28号の規定による。）

当該事由が発生した日以後の納期に係る納付額の全部

ウ 住宅または家財が損害を受けた場合

当該事由が発生した日以後の納期に係る納付額のうち次表の割合

世帯員の合計所得金額 損害金額	500万円以下	750万円以下	750万円を超え 1,000万円以下
5割以上	全額	2分の1以内	4分の1以内
3割以上5割未満	2分の1以内	4分の1以内	8分の1以内

ただし、世帯員の合計所得金額とは、世帯主等の前年中の総所得金額等の合計額とする

(2) 第2条第1項第2号の規定に該当することとなった者

当該事由が発生した日以後の納期に係る納付額の全部

(3) 第2条第1項第3号に掲げる規定により次の事由に該当することとなった者

当該事由が発生した日以後の納期に係る納付額のうち次表の割合

世帯員の 合計所得金額	100万円 以下	100万円を超え 200万円以下	200万円を超え 300万円以下	300万円を超え 400万円以下	400万円 超え
減免割合	所得割額全額	所得割額の2分の1以内	所得割額の3分の1以内	所得割額の4分の1以内	適用なし

ただし、世帯員の合計所得金額とは、世帯主等の前年中の総所得金額等の合計額とする

2 前項において2以上の事由に該当する場合は、減免割合の大きい規定を適用する。

(通知)

第5条 市長は、第3条の申請書を受理したときは速やかに審査のうえ、国民健康保険税減免承認（却下）通知書（様式第3号）により減免の承認または却下の決定を当該申請者に通知するものとする。

(減免の取消し)

第6条 市長は保険税の減免を受けた者が、虚偽の申請その他の不正行為によって減免の措置を受けたと認められるときは減免の措置の全部を、また申請後に所得の変動が判明した場合は減免の措置の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項により減免の措置の全部又は一部を取り消したときは、国民健康保険税納税通知

書兼変更通知書に国民健康保険税減免取消通知書(様式第4号)を添付の上、納税義務者に通知しなければならない。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の松阪市国民健康保険税減免取扱要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年3月30日告示第75号)

この告示は、公表の日から施行する。

減免の試算

【対象者例1】一人世帯

- ・会社倒産による解雇
 - ・前年中所得 100 万円→当該年の所得見込 60 万円
- 減免前所得割額 $67 \text{ 万円} \times 8.4\% = 56,280 \text{ 円}$
減免後所得割額 全額免除 0 円
※減免後保険税額 51,000 円 (均等割・平等割)

【対象者例2】一人世帯

- ・疾病による失業
 - ・前年中所得 200 万円→当該年の所得見込 100 万円
- 減免前所得割額 $167 \text{ 万円} \times 8.4\% = 140,200 \text{ 円}$
減免後所得割額 $140,200 \text{ 円} \div 2 = 70,100 \text{ 円}$
※減免後保険税額 $70,100 \text{ 円} + 51,000 \text{ 円 (均等割・平等割)} = 121,100 \text{ 円}$